【前文】

本倫理規定(以下、本規定)の目的は、ダンスセラピーに関わる者にとって人々の心とからだの健康増進に役立つための指針を示すものである。本協会員(以下、会員)は会則第2章第2条により、認定資格保有の有無にかかわらず、ダンスセラピーの実践・教育・研究等の活動および公表において、社会的及び倫理的責任を自覚することが重要である。また、医療、福祉、教育などの領域を通じて広く社会へ貢献しようとする者として、自身の職業上の資格基準に則り、法律を遵守し、社会的に公正であるよう努める責任を有する。

本規定は全ての会員に適用される。会員は本規定を遵守し、自らの行動と影響を振り返り問い続ける姿勢を維持することが求められる。

1. 責任性

- ① 会員は、実践・教育・研究等の活動実施および公表において、対象者への敬意を保ち、基本的人権につねに配慮することが求められる。対象者の思想信条、性別、性的指向、年齢、出自、宗教、民族的背景、障害の有無、家族状況などによる差別を行わない。
- ② あらゆる活動において、可能な限り対象者の同意を得る努力が求められる。年齢や認知面などにおいて対象者の同意能力が問われる場合は、保護者や法的な支援者からの同意を得ることを推奨する。
- ③ 専門家として知りえた対象者の個人情報及び内容に対しては守秘義務を負う。ただし、対象 者その他に有害であると判断される場合においては、専門家同士の間で情報共有する、ある いは法令に従い情報開示する必要があることを認識しておく。
- ④ 対象者との関係においては役割としての適切な境界を保ち、多重関係に陥らないよう細心 の注意をはらうことが求められる。個人的、組織的及び政治的な目的のために対象者から 搾取するようなことがあってはならない。

2. 実践

- ① ダンスセラピーは、セラピストとクライエントの間で相互に合意された独自の構造の中で の境界を守り、尊敬、誠実さ、公平さ、忠実さに基づく関係性の中で行われる。
- ② ダンスセラピーは現場の施設基準・指示系統・構造・文化を尊重し、セラピストが保有す る資格によって許される範囲で実施する。
- ③ ダンスセラピーの実践においてはクライアントのアセスメントを適正に行い、セッションの時間・場所・費用・終結などの構造および方針を合意の上で取り決めをすることが重要である。
- ④ ダンスセラピーはその特性上、セッションにおいて参加者同士、または参加者とセラピストの身体接触が含まれる場合がある。この「ふれる」行為の重要性は常に意識され、参加者にとって有害事象を招かないよう、その有用性を的確に判断した上で、細心の注意を払いながら活用されることが求められる。

- ⑤ ダンスセラピーの記録は可能な限り正確に残し、第三者の目に触れない安全な保管管理に努める必要がある。
- 3. 自己研鑽および教育・スーパービジョンの提供
- ① ダンスセラピーを実践する者は、新しい知識の習得・技術向上・多文化理解のために努力することを惜しまない。
- ② 自己の課題と真摯に向き合い、スーパービジョンやコンサルテーションを自発的に求める 姿勢を重視する。
- ③ 自分自身の心身の健康にも留意し、日ごろからセルフケアに努め、最良の状態で活動することが求められる。
- ④ 教育・スーパービジョンに従事する者は、対象者に対して可能な限り『2. 実践』に準じる配慮をすることが望ましい。

4. 多職種との協働

- ① 会員はダンスセラピーを実践する施設の規則を遵守し、他の専門職の権利及び技術を尊重し、相互に連携し合う関係性を構築することが求められる。
- ② ダンスセラピーにおいて知りえた対象者の情報は、対象者の利益になると判断される場合 においてはチームと共有することが重要である。その際、できる限りにおいて対象者の同意を得ることが望ましい。
- ③ チームでの協働においては様々な意見を尊重し合う姿勢でいることが求められる。

5. 研究

- ① 会員は、ダンスセラピーに関する研究において、研究目的や手法の倫理的妥当性を考慮し、論理的妥当性や科学的基準に沿って研究を計画し実施する。
- ② 研究実施にあたっては協力者に対して研究内容、その公表、データ管理などについて十分 に説明し、同意・了解を得た上で行い、負担や不利益をかけることは許されない。
- ③ 研究データの捏造や改変、研究費の不正使用など、研究者としての倫理にもとる行為を行わない。また、研究結果の公表の際には利益相反について明確にする。
- ④ 研究データの管理は厳重に行い、機密保持に努める。
- 6. 倫理の遵守および抵触疑義への対応
- ① 会員は本倫理規定を十分に理解し、その徹底に努める。
- ② 万一、本倫理規定に抵触する疑義が持たれる事態が生起した場合には、本会の定めにより 倫理委員会の調査を受ける場合がある。

附則

- ・この規定は令和6年6月29日から施行する。
- ・倫理委員会の規定は別に定める。